

障企自発0601第1号
令和4年6月1日

各 都道府県 障害保健福祉主管課（室）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
（公印省略）

令和4年度「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上
研修」実施要領等の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の研修について、主催である社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から令和4年度「視覚障害者移動支援従事者（同行援護従業者）資質向上研修」の開催について連絡がありました。つきましては、当該研修にかかる実施要領等を送付させていただきますので、各都道府県におかれましては、積極的に参加者を募集して頂き、同行援護及び移動支援事業に従事する者及びこれら従業者の養成研修講師等の資質向上に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、参加者の交通費及び宿泊費につきましては、引き続き、地域生活支援事業費等補助金（特別支援事業「視覚障害者移動支援従事者資質向上特別支援事業」）の補助対象経費とする予定です。

（参考）視覚障害者移動支援従事者資質向上特別支援事業（実施要綱）

1 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

2 事業内容

実施主体が「視覚障害者移動支援従事者資質向上計画書」を作成し、実施主体が適当と認める者が、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」（以下「研修」という。）を受講するために要する交通費及び宿泊費の全部又は一部を補助することにより、実施主体管内の視覚障害者の円滑な移動の支援等に従事する者の確保及び資質向上に取り組む事業。

3 留意事項

研修の受講料（実習費、テキスト代及び保険料を含む。）の全部又は一部を補助することについては、本事業の対象外とする。

【連絡先】

自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111（内線 3075）